

熊本市長等の給料の特例に関する条例の制定について

熊本市長等の給料の特例に関する条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市長等の給料の特例に関する条例

(市長及び副市長の給料の特例)

第1条 令和7年7月1日から同年9月30日までの期間(以下「特例期間」という。)における市長及び副市長の給料月額は、熊本市長等の給与に関する条例(昭和31年条例第26号)第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の20(副市長にあつては、100分の10)を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

(交通事業の管理者の給料の特例)

第2条 特例期間における交通事業の管理者の給料月額は、熊本市企業管理者の給与に関する条例(昭和41年条例第48号)第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和7年9月30日限り、その効力を失う。

(提出理由)

市長等の給料の特例を定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。